

平成27年度 「公共サービス改革基本方針」の見直しに関する意見募集結果一覧（国、独立行政法人等）

管理番号	提案主体名	要望事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	所管官庁	根拠法令	所 管 府 省 庁 の 記 入 欄			
							該当法令	制度・業務の現状	措置の概要(対応策)	所管 府省庁
国1	民間事業者	総合評価について	省庁によって技術点と価格点との比率に大きな差異があることが見受けられます。	技術点対価格点を除算方式でなく、加算方式にして頂きたい。 国土交通省所管の品質法に基づき、品質の確保を担保するために必要また価格点に上限の設定をすることを要望します。	国土交通省、厚生労働省	品確法 ビルメン テナンス に係る発 注関係 事務に関 するガイ ドライン	-	-	総合評価落札方式は、会計法(昭和22年法律第35号)第29条の6第2項に基づき、契約の性質又は目的から価格のみで落札者を決定しがたい場合に、価格以外の条件も含めて落札者を決定するものですが、その具体的な評価方法は、事業における契約の性質や目的を踏まえ、各省各庁の長が財務大臣に協議して定めるものとされています。 そのため、画一的に加算方式とすることは適切でなく、個々の事業ごとに判断することが適切であると考えます。	内閣府
国2	一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会	公的統計調査への公サ法適用促進にむけて	JMRA公的統計基盤整備委員会調べ(「公的統計市場に関する年次レポート2014」)では民間事業者が受託した公的統計調査89件の内、公サ法適用案件は18件にとどまっている。公サ法案件の仕様書は実施要項に適合しており、案件経費の情報公開の点からもJMRAとしては高く評価しているものである。実際に、18案件中11案件をJMRA会員者が受託している。 公共サービス改革報告書(平成27年7月10日)に対象事業選定方針が書かれていたが、その点をさらに各府省、地方公共団体に周知のうえ、対象事業拡大への取り組みを推進していただきたい。これにより、一者応札の弊害が改善され、落札コストが適正化される。さらに、公的統計におけるPDCAが一層進むと思われる。	会計法による公的統計調査について、順次公共サービス改革法を適用する。それにより、上記内容が実現される。	各府省	-	-	-	※御意見を踏まえ、内閣府において各統計調査についての入札状況や仕様書等を調査中	各府省